

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

春日部市長

## 公表日

令和5年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>春日部市(以下「本市」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>児童手当若しくは特例給付(義務教育終了前まで(満15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給する手当)について、受給資格及び手当額の認定、審査、決定を行う事務。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、本市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当資格ファイル (2)児童手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) :別表第二省令第19条、第44条、第53条 別表第二の30の項については主務省令なし  (別表第二省令における情報照会の根拠) :別表第二省令第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
-----	--

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
-------------------

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-1-③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名) 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年2月8日	I-5-①部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども政策課	事後	
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長 神谷 司	こども政策課長	事後	
平成31年2月8日	I-7 請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	I-7 連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年12月19日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
平成31年2月8日	II-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年12月19日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
令和3年5月28日	I-1-②事務の概要	中学校卒業まで(15歳の誕生日後)	義務教育終了前まで(満15歳到達後)	事後	
令和3年5月28日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	I-1-③ システムの名称	2. 共通基盤(連携・統合宛名)	2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年10月24日	I-3 法令上の根拠	・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	・別表第一省令第44条	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項)	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:別表第二省令第19条第1,2,3,4,5号、第44条第1,2,3,4,5号	:別表第二省令第19条、第44条、第53条	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	:別表第二省令第40条第1、2号 別表第二の75の項については主務省令なし	:別表第二省令第40条、第40条の2	事後	
令和5年3月30日	I-1-③ システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和5年3月30日	I-5-①部署	こども未来部 こども政策課	こども未来部 こども支援課	事前	
令和5年3月30日	I-5-②所属長の役職名	こども政策課長	こども支援課長	事前	
令和5年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-7 請求先	所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地	所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	事前	
令和5年11月30日	I-7 連絡先	所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地	所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	事前	